

令和5年度 千葉大学大学院専門法務研究科 外部評価委員会 議事要録

1 日時 令和5年11月15日(水) 10:00~12:00

2 開催方法 Zoom オンライン

3 外部評価委員(五十音順)

尾島 茂樹 氏(金沢大学大学院法学研究科教授・法務専攻長)

末吉 永久 氏(弁護士、千葉県弁護士会筆頭副会長)

武田 涼子 氏(弁護士、司法試験考査委員(租税法)、駒澤大学外部理事)

4 本研究科対応者

小林 俊明 社会科学研究院教授(専門法務研究科研究科長)

松下 祐記 社会科学研究院教授(専門法務研究科入試委員長)

白石 友行 社会科学研究院教授(専門法務研究科学務委員長)

堀田 佳文 社会科学研究院教授(専門法務研究科自己点検・評価委員)

5 議事要録(以下敬称略、外部評価委員●・本研究科側出席者○)

1 優れた取組み

- 女性学生支援の利用者が増えているというデータがあるが、これが合格率につながっているというデータがあれば、より優れた取組みといえると思うがそのようなデータはあるか。
- 今回の女性合格者4名中2名がこの制度を利用している。
- 成果が上がっているとみてよいと思う。
- この制度は法科大学院発足当初からあったものか。
- 2016年から実施している。この制度については積極的に広報活動を行っている。
- この制度ができる前後で女性学生が増えているかという検証は行なっているか。この制度がダイバーシティの面で意味があるというのであれば、制度ができる前後で女性学生の割合が変化していることを検証したほうがより意味があると思う。
- ご指摘の点は検討したい。
- 発足以来掲げている「生きている一人ひとりのために」という目標は理解でき、女性学生支援という方法もよいと思うが、ひとつロジックが飛んでいるように思われる。「生きている一人ひとりのために」がなぜ女性学生支援につながるのか、そのロジックを知りたい。

- ダイバーシティの実現と学生の多様化をはかるために、女性学生に支援を行っている。男女共同参画・女性を 3 割にという政府の目標にも沿うものである。このほかには学内にある「やよい保育園」への入園斡旋も行っている。法科大学院で女性学生支援を掲げて実施しているところは少ない。
- 千葉県弁護士会との協働も優れた取組みだと思う。学生が実務を実感することによってモチベーションが上がる面がある。これも優れた取組みに加えればよいと思うがいかがか。「法科大学院の目的が適切に設定されていること」という項目の中に、「法を創造的に用いることができる法曹人材の育成」と「生きている一人ひとりのために」が挙げられているが、千葉県弁護士会との協働や、県弁護士会所属弁護士の実務を学生に見せていることは、法科大学院の目的に直結するものであり、これは非常に優れた取組みといえる。
- 優れた成果が確認できる取組みに加えてよい。
- エクスターンシップで千葉県弁護士会の弁護士に学生を受け入れてもらっている。女性学生は女性弁護士につけるようにしており、一定の成果が上がっていると思う。
- 女性法曹の輩出に向けた施策の効果についてはご指摘の通り、実証的なデータの検証をさらに綿密に行うことが本研究科の課題である。他方、経験的には女性学生は真面目で優秀だがなかなか法科大学院に来てくれないので、本研究科としては特にここ数年女性学生のリクルートに力を入れている。自宅から通える学生のみならず、下宿する学生にも是非来てほしい。千葉大学法科大学院では自習室を 24 時間利用できるようにしているので、深夜早朝になっても安心な住環境を提供するために女性学生補助を行っている。女性学生補助によって女性学生は着実に増えてきており、現在は 30%台前半まできている。次期加算プログラムにおいても、女性学生をさらに増やすことを目標として謳うことを検討中である。一方、千葉県弁護士会との協働については、県弁護士会から並々ならぬご尽力を賜っていることに、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。具体的には、エクスターンシップで学生全員を受け入れていただいているが、これを必修科目としているのは知りうる限り千葉大学法科大学院だけである。また、学部学生に法曹職に興味を持ってもらうとともに、ロー生のモチベーションを高めるために、県弁護士会と共催で若手弁護士によるパネルディスカッションを行っており、今年も多くの学生の参加を得て大盛況であった。さらに、「千葉県下の弁護士実務の現状と課題」というオムニバス講義も開講して頂いており、こちらも大変好評である。
- 女性入学者は制度導入後、着実に増えてきており、目標としていた 25%を超えて 30%台前半で推移している。司法試験合格者に占める女性学生の割合もおおよそ 30%であり、本研究科では女性学生が活躍しているといえる。

II 予算措置

- 1-2-3 関連。予算配分について。教育研究基盤校費が昨年度比 65 万円減っている。これは減らしても大丈夫なのか。設置者が法科大学院の意見を聴取して法科大学院に必要な経費を負担していることという項目があるが、そもそも意見を出してそれが通っているのか。また、データベース利用料のような必須のものが SEEDS 基金から支出されているが、必要な予算は足りているのか。SEEDS 基金も潤沢ではないはずだ。
- 率直に言って必要な予算には足りていない。本部から来る校費が毎年減らされていて、不足分を SEEDS 基金で賄っている。近年では毎年データベースの削減が検討されている。
- 校費の大幅削減は法科大学院だけでなく、すべての部局で大幅に減らされているものである。SEEDS 基金は卒業生はじめ一般の方々から寄付金を募って部局の財源にすることができるというものである。設置者との間でどのような話をしているかという点については、少なくともこれ以上減らさないでほしいということ、役員レベル・部局長レベル・担当者レベルなどあらゆるチャンネルで懸命に折衝している。
- 学生のデータベース利用率はどうか。
- 学生は TKC をかなり使っている。LIC も使われている。TKC や LIC は判例検索に加えて雑誌記事が読めるため利用が多い。実務では D1-Law が使われていると思うが、学生はそれほど使っていないようである。ただし法改正履歴を調べるような特定の用途では用いられている。
- TKC は司法試験過去問の解説もあるのでよく用いられている。
- それだけ利用があるものを、SEEDS 基金で賄うのはサステナブルではない。これは分析項目を満たしているといえるか疑問がある。
- 法科大学院の運営に必要な経費については設置者が法科大学院の意見を聴取して負担することになっており、その根拠資料として、意見を聴取したことについての議事録や概要を出せと言われると思うので、準備しておいた方がよい。勤務校では学長と話す機会に予算をくれと発言したことを議事録に留めてもらってそれを出している。

III 教職員の研修関係

- 1-2-5 の SD について。上場企業ではリスクリングも含めて人材をもっと活用する観点から研修を積極的に行っているが、根拠資料に示された情報セキュリティ研修や環境 ISO 研修だけで足りるのか。
- ハラスメント研修などはある。
- ほかにもあるなら書いた方がよい。このふたつだけということはないだろう。
- この表に載っているのは千葉大学 Moodle で教職員が動画を視聴して受講し、アンケ

ートに回答することをもって受講したとするものである。Moodle で提供されるものに限らなければ、ハラスメント研修などもある。ここに記載されているのは全学のものに限られ、部局単位で行っているものについても記載の余地がある。

- 職員一般の研修としては、階層別研修や英語研修などを、計画を立ててやっているの
で、これらを書いてよいのであれば、かなりの数をやっており、現在の記載よりも増え
る。
- ハラスメント研修については是非書いてほしい。
- ハラスメント研修も含め、増やして書くようにする。
- 教員はサバティカル研修を希望通り取れているのか。その期間の補充は非常勤が措置
されるのか。
- 特に若い先生には研究にも注力してほしいので、ローテーションを組んで海外留学に
送り出している。サバティカル研修期間中は、一定時間数の非常勤が措置される。

IV 教育活動

- 学生の留年の状況を教えてほしい。
- コロナ禍で成績評価が甘くなってしまい、近年は留年率が下がっている。これが合格率
に悪影響を及ぼしている。
- 昨年度は3年コース15名中4名が原級留置（うち2名が休学）、2年コース16名中1
名が原級留置になっている。
- 留年率については研究科ホームページで公開している。
- 昔に比べると留年率は下がっている。
- 厳正に試験を行なった結果としても、留年率が低いということか。
- このままでは修了も司法試験合格もできない学生には60点未満をつけたうえで、クラ
ス担任・学務委員会・研究科長による履修指導を行なってテコ入れを図っている。現在
はコロナ禍も明け、再び引き締めて厳格な成績評価をしようと努力している。
- 留年の原因について分析しているか。
- 勤務校では2年・3年の標準年限で修了できる学生がむしろ少ない。これはどういう入
学者が入ってくるかに大きく依存する。
- 入試のやり方が適切だったかの分析も必要である。
- 入試で学力がある者を選べていない。特に未修者が課題。共通到達度確認試験で引っか
かる者もいる。
- 仮に学生がやる気をなくして留年しているのだとすれば、その根本原因が何なのか、教
え方の問題なのか、入学者の問題なのかの分析が必要。
- やる気がなくなったという学生は少ない。そういう学生は退学していく。
- 1年から2年に上がるときの留年は、かなりの純粹未修者が含まれることが原因で、研

究科としても未修者教育プログラムによる底上げを懸命に行なっているものの、これはある程度やむを得ない面がある。2年から3年に上がるときの留年は、カリキュラム上、2年次の単位上限36単位中34単位が法律基本科目の必修科目であって学生の負担が重いことにも原因がある。コロナ禍が明けて従前通りの成績評価に戻したらたくさんの方が落ちた。

- 2-3-3-1 関連。修了時アンケートを実施しているが、法科大学院の授業が司法試験に役立ったかという項目について、修了生の評価に科目間でかなりのバラツキがあることをどのように分析しているか。
- ご指摘の科目については、今回お示ししていない自由記載から分析すると、学生からみてレベルが高すぎるといふことである。学生が求めるのは合格に直結する授業であり、この点に齟齬が生じている。各科目とも我々から見るとよい授業を提供しているのだが、今の学生にはオーバースペックになっていることが原因と思われる。現在の学生のレベルを前提にして話すことを行なっている科目では、学生がわかったつもりになって評価が高くなっている可能性がある。他方で大変な手間と労力をかけて授業を実施している科目についてはやはり目に見えて評価が高い。
- もし今の学生にとってオーバースペックになっているのであれば、修了を待たずに修正をかけていく必要がある。
- 今回の修了時アンケートでは、ご指摘の通り評価が微妙な科目がいくつかあるが、別途実施している過年度修了生アンケートにおいて、司法試験に合格し実務について何年か経った人に聴くと、今回の修了時アンケートで微妙な評価だった科目につき、実務に出てはじめて法科大学院の講義の価値がわかった、いま是非もう一度聴きたいという意見がたくさん返ってくる。
- 授業評価アンケート回収率向上に向けての取組みも教えてほしい。
- 数年前からオンラインアンケート方式になり、項目数と科目数が多いため学生に入力が敬遠されている。教員に対しては学務委員会から、授業内で実施して回収率を上げるよう強い要請がなされており、これを励行している科目は回収率が非常に高いが、反面、講義の時間は5分でも貴重なので、難しいところがある。
- 4大学連携について。どのようなよい影響・悪い影響があったと分析しているか。
- 始まって間もない制度であり、十分な分析ができていないが、他大学の先生から習うということで、学生はしっかり取り組んでいるように見える。司法試験選択科目で自前では提供しきれない科目を補う点でも意味がある。
- 勤務校では司法試験選択科目を自前で4単位提供できないので助かっている。課題はオンデマンド授業の教育効果の測定である。
- インテンシブについて。クラスの振り分けは能力別に行なっているのか。そうであるならば、クラスごとにレベルを変えるなどの工夫が考えられる。
- インテンシブは2年次の法律基本科目の必修科目を対象に行っている。3年コース生に

については1年次の成績を参考に、2年コース入学者については入試の成績を参考に振り分けることを基本としている。もっとも実際にそのようにして振り分けたクラスで授業・試験をしてみると、意外と伸び悩んだり、予想外に伸びたりすることもあるので能力別クラス編成は難しい。

V 総括

- 受験生にとってより魅力のある、選んでもらえる法科大学院になれるよう、合格率の向上等に一層努力してほしい。

以上